

平成21年度～平成23年度

65歳
以上の方

介護保険料が変わります！

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934

介護保険とは

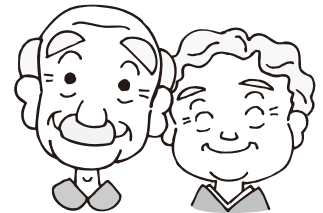
介護保険制度は、介護が必要になった方が、安心して自立した生活が送れるように社会全体で支えていこうというものです。一人ひとりの保険料は、介護保険の大切な財源です。

見直しをした結果

介護サービス利用の増加により年額基準額で13,920円増額し、50,640円になりました。保険料は本人および同じ世帯の方の所得に応じて、6段階になりました。

保険料の見直し

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、介護保険事業計画の見直しにより3年ごとに設定します。今回の見直しでは、介護サービスの給付見込額や介護報酬の改定増分などを踏まえて、算定をしました。



介護保険料の納め方は

介護保険料の納め方は、年金の受給額によって「特別徴収」と「普通徴収」に分かれます。特別徴収が始まるまでの6か月は、全ての方が納付書で納めるようになります。

特別徴収

年金が年額18万円以上の方は年金から差し引かれます

- 保険料の年額を、年金の支払い月(偶数月)の年6回に分けて差し引かれます。
- 対象となる年金は、国民、厚生、共済などの老齢・退職を支給事由とする年金と、遺族年金、障害年金などです。
- 年金から差し引くことができる方(特別徴収対象者)と判断されると、約6か月後から保険料が差し引かれます。

普通徴収

年金が年額18万円未満の方は納付書や口座振替で納めます

- 特別徴収の方でも年金から差し引くことができない場合は、納付書で納めるようになります。
- 保険料は6回(7月・8月・9月・11月・12月・1月)に分けて納めます。
- 老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金を受給していない方、老齢福祉年金、恩給を受給している方も含まれます。
- 納付書は、健康福祉課から送付しますので、取り扱いをしている金融機関で納めてください。

納付書で納める場合は便利で確実な口座振替で!!

忙しい方、なかなか外出できない方は、口座振替が便利です。

- 手続は → ①介護保険料の納付書・通帳・印鑑(通帳届出印)を用意します。
②取扱金融機関で「預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。
* 口座振替の開始は、申込日の翌月以降からです。
* 事前に口座の残高をご確認ください。